

令和4年2月18日

保護者の皆様

土浦市こども未来部保育課

保育施設等における登園自粛要請の解除について

保護者の皆様には、日頃より新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、令和4年1月31日（月）から令和4年2月19日（土）の期間において、市内小学校におけるリモート学習期間にあわせて、登園を控えて、できる限りご家庭での保育にご協力をお願いしているところです。

現在、本市では、児童の感染者数が減少していることから、市内小学校におけるリモート学習期間を修了することに伴い、**令和4年2月21日（月）から、登園自粛要請を解除いたします。**

しかし、依然として感染拡大への注意が必要な状態が続いており、基本的な感染防止策の徹底を継続する必要があることから、保護者の皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いの実施、三密の回避など、引き続き、感染防止の徹底をお願いします。

また、保育施設等の登園に当たっては、登園前に、必ずご家庭にて児童の体温を測定していただき、熱や風邪症状、また体調不良があるなど普段と様子が違う場合は、解熱後24時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまで、登園を控えていただくなど、引き続き、感染拡大防止に向けてご理解ご協力をお願いいたします。

1 登園自粛要請期間

令和4年1月31日（月）～令和4年2月19日（土）

※令和4年2月21日（月）から、登園自粛要請は解除いたします。

2 対象施設

市内の認可保育施設（保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所）

3 利用者負担額（保育料）の取扱い

上記の登園自粛要請期間においての利用者負担は、日数に応じて減額いたします。

※今後も感染拡大が悪化した場合など、再度の登園自粛要請や臨時休園等を行う場合がありますが、何卒、保護者の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ先
土浦市こども未来部保育課
TEL:029-826-1111 内線 2418・2419